

【山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業のご案内】

※令和5年・6年度に新築住宅を取得契約したかた

山側住宅団地でゆとりある暮らしを送りたい子育て・若年夫婦を応援するため、山側住宅団地(※1)に新築・建売住宅を取得等(増築を含む)したかたを対象に、費用の一部を助成します。

日立市

令和7年度版

50万円

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

マイホーム取得を
応援します！

※1 山側住宅団地とは…

高鈴合団地・山の神団地・青葉合団地・堂平団地・
平和合団地・小联合団地・中丸団地・塙山団地・
金沢団地・台原団地・根道ヶ丘団地・みかの原団地
(詳しくはお問合せください)

令和5年4月1日以降に中古住宅を
購入した方は裏面をご覧ください

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 以下のいずれかに該当するかた
 - (a)申請日又は契約日時時点で、18歳未満の子等を有する世帯
 - (b)申請日又は契約日時時点で、夫婦どちらかが45歳未満の若年夫婦
 - (c)住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満のかた
- ② 原則として、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに山側住宅団地(※1)内に住宅取得等に関する契約を
書面で締結していること
- ③ 助成申請日までに取得する住宅[建物]の所有権保存登記及び住民登録が完了していること
- ④ 取得する住宅の居住部分の床面積が50㎡以上(増築の場合は居住部分の増床が10㎡以上)であること
- ⑤ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること(新築(注文・建売)、増築の場合は工事完了検査が必要です)
- ⑥ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと
- ⑦ 同一の住宅について、住宅の取得等を目的とした他の公的制度による助成(※2)を受けていないこと

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

手続の流れ

1 住宅の引渡し・登記(所有権の移転)・世帯全員の住民登録が済んでから申請してください。



※紙の申請書は、住政策推進課窓口
でお渡ししています。または、市のHP
からもダウンロードできます。

2 申請(令和7年度申請期限: 令和8年3月16日(月))

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

- ① 「山側住宅団地住み替え促進マイホーム助成申請書(様式第1号)」
- ② 「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」の写し
(建物の所在地番、延べ床面積、取得金額、契約日、注文者及び
請負者等が確認できる部分)
- ③ 建築基準法に基づく検査済証の写し
- ④ 住宅の不動産登記(建物の全部事項証明書など)
(申請者と所有権の移転後の名義人が同一であること)
- ⑤ 振込先(緑)の通帳またはキャッシュカード等の写し

3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。
同時に、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。
(申請から1か月程度かかります。)

電子申請をご活用ください！

お持ちのスマートフォンやパソコンで申請
できるようになりました。(紙の申請書は不
要)

左記②～④の書類を全て揃え(PDFまた
は画像ファイルに変換してください)
右のQRコードから申請してください。

(申請フォーム)

※電子申請が不可能な
場合は、紙の書類を一式
揃えて提出してください。



【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課
(本庁5階 山側)

〒317-8601 日立市助川1-1-1
電話 0294-22-3111 内線247/436
Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp
FAX 0294-21-7750

助成金の詳細はHPを
ご覧ください

